

札幌市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年3月17日

札幌市長 秋元克広

札幌市規則第9号

札幌市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市環境影響評価条例施行規則（平成12年規則第21号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第5条の3中「計画段階環境配慮書等送付書」を「環境影響評価関係図書送付書」に改める。
- (2) 第5条の9第2項中「配慮書説明会開催通知書」を「説明会開催通知書」に改める。
- (3) 第5条の14中「計画段階環境配慮書に係る見解書送付書」を「見解書送付書」に改める。
- (4) 第5条の19第1項中「配慮書の案送付書（様式4）」を「環境影響評価関係図書送付書（様式1）」に改める。
- (5) 第5条の20中「第一種事業廃止等届（様式5）」を「対象事業廃止（移行・引継）届（様式4）」に改める。
- (6) 第5条の21中「第二種事業に係る計画段階環境配慮実施通知書（様式6）」を「第二種事業に係る計画段階環境配慮（環境影響評価）実施通知書（様式5）」に改める。
- (7) 第6条中「様式7」を「様式6」に改める。
- (8) 第7条の2中「第二種事業に係る環境影響評価実施通知書（様式8）」を「第二種事業に係る計画段階環境配慮（環境影響評価）実施通知書（様式5）」に改める。
- (9) 第8条中「環境影響評価方法書等送付書（様式9）」を「環境影響評価関係

図書送付書（様式１）」に改める。

(10) 第１１条の２第２項中「方法書説明会開催通知書（様式１０）」を「説明会開催通知書（様式２）」に改める。

(11) 第１３条中「環境影響評価方法書に係る見解書送付書（様式１１）」を「見解書送付書（様式３）」に改める。

(12) 第１８条中「環境影響評価準備書等送付書（様式１２）」を「環境影響評価関係図書送付書（様式１）」に改める。

(13) 第２２条第２項中「準備書説明会開催通知書（様式１３）」を「説明会開催通知書（様式２）」に改める。

(14) 第２７条中「環境影響評価準備書に係る見解書送付書（様式１４）」を「見解書送付書（様式３）」に改める。

(15) 第３５条中「環境影響評価書等送付書（様式１５）」を「環境影響評価関係図書送付書（様式１）」に改める。

(16) 第３９条中「対象事業廃止等届（様式１６）」を「対象事業廃止（移行・引継）届（様式４）」に改める。

(17) 第４１条中「公告後対象事業廃止等届（様式１７）」を「対象事業廃止（移行・引継）届（様式４）」に改める。

(18) 第４２条中「様式１８」を「様式７」に改める。

(19) 第４４条第２項中「対象事業工事着手前届（様式１９）」を「対象事業工事着手前（着手・完了）届（様式８）」に改める。

(20) 第４５条第１項中「第３７条第１項」の次に「又は第３８条第１項」を加え、「対象事業工事着手届（様式２０）」を「対象事業工事着手前（着手・完了）届（様式８）」に改め、同条第２項を削る。

(21) 第４６条中「事後調査報告書送付書（様式２２）」を「環境影響評価関係図書送付書（様式１）」に改める。

(22) 第５０条の２中「事後調査報告書に係る見解書送付書（様式２３）」を「見解書送付書（様式３）」に改める。

(23) 第５１条第２項中「様式２４」を「様式９」に改める。

(24) 別表１の５の項条例第２条第２項第５号に掲げる事業の種類の中コの節をシの節とし、ケの節をサの節とし、クの節の次に次のように加える。

ケ 太陽電池発電所の設置の工事業	出力が20,000キロワット以上である発電所を設けるもの又は施行区域の面積が50ヘクタール以上であるもの	施行区域の面積が20ヘクタール以上であるもの(この項のケの第一種事業の規模要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。)
コ 太陽電池発電所の変更の工事業	出力が20,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの又は変更に係る施行区域の面積が50ヘクタール以上であるもの	変更に係る施行区域の面積が20ヘクタール以上であるもの(この項のコの第一種事業の規模要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。)

(25) 別表1の9の項を次のように改める。

9	条例第2条第2項第9号に掲げる事業の種類	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下単に「建築物」という。)の新築の事業(4の項から8の項までの事業内容の要件の欄に掲げる	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に掲げる延べ面積(以下単に「延べ面積」という。)が10万平方メートル以上で、かつ、同項第6号に掲げる	延べ面積が4万平方メートル以上で、かつ、建築物の高さが40メートル以上であるもの(この項の第一種事業の規模要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。)
---	----------------------	---	---	---

		要件に該当する事業を除く。）	建築物の高さ（以下単に「建築物の高さ」という。）が100メートル以上であるもの
--	--	----------------	---

(26)別表2の別表1の5の項のキからコまでに該当する対象事業の項中「キからコまで」を「キ、ク、サ又はシ」に改め、同項の次に次のように加える。

別表1の5の項のケ又はコに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所若しくは発電設備の出力が10パーセント以上増加せず、又は増加後の出力が20,000キロワット以上とならないこと。
	対象事業が実施されるべき区域の位置	次のいずれにも該当すること。 (1) 新たに対象事業が実施されるべき区域となる部分の面積が修正前の対象事業が実施されるべき区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。 (2) 修正前の対象事業が実施されるべき区

		域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域としないこと。
--	--	--

(27)別表3中

別表1の5の項のケ又はコに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所若しくは発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業が実施されるべき区域の位置	変更前の対象事業が実施されるべき区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域としないこと。
	発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。

を

別表1の5の項のケ又はコに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所若しくは発電設備の出力が10パーセント以上増加せず、又は増加後の出力が20,000キロワット以上とならないこと。
-----------------------	--------------	---

	<p>対象事業が実施されるべき区域の位置</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 新たに対象事業が実施されるべき区域となる部分の面積が変更前の対象事業が実施されるべき区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。</p> <p>(2) 変更前の対象事業が実施されるべき区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。</p>
<p>別表1の5の項のサ又はシに該当する対象事業</p>	<p>発電所又は発電設備の出力</p>	<p>発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。</p>
	<p>対象事業が実施されるべき区域の位置</p>	<p>変更前の対象事業が実施されるべき区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とな</p>

	らないこと。
発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。

に改める。

(28)様式1中「計画段階環境配慮書等送付書」を「環境影響評価関係図書送付書」に改め、「第6条の4」の次に「(第6条の11第2項・第9条・第18条・第27条・第39条第1項)」を加え、「計画段階環境配慮書及び配慮書に係る要約書」を「環境影響評価関係図書」に、

第一種事業の名称	
第一種事業の種類	

を

対象事業の名称	
対象事業の種類	
送付する環境影響評価関係図書	<input type="checkbox"/> 計画段階環境配慮書及び同書に係る要約書 <input type="checkbox"/> 配慮書の案 <input type="checkbox"/> 環境影響評価方法書及び同書に係る要約書 <input type="checkbox"/> 環境影響評価準備書及び同書に係る要約書 <input type="checkbox"/> 環境影響評価書及び同書に係る要約書 <input type="checkbox"/> 事後調査報告書

に改め、同様式備考の前に注として次のように加える。

注 該当する□にレを記入してください。

(29)様式2中「配慮書説明会開催通知書」を「説明会開催通知書」に改め、「第6条の6第2項」の次に「(第10条の2第2項又は第20条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「配慮書説明会の」を「説明会の」に、「第一種事業」を「対象事業」に改める。

(30)様式3中「計画段階環境配慮書に係る見解書送付書」を「見解書送付書」に改め、「第6条の8」の次に「(第12条・第22条・第41条の2)」を加

え、「計画段階環境配慮書に係る見解書を」を「見解書を」に、「配慮書の名称」を「見解書に係る環境影響評価関係図書の名称」に、「第一種事業」を「対象事業」に改める。

(31)様式4を次のように改める。

様式 4

対象事業廃止（移行・引継）届

年 月 日

（宛先）札幌市長

事業者
住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

札幌市環境影響評価条例第6条の12第1項（第31条第1項）に該当することとなつたので、同条例6条の12第1項（第32条第4項）の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
条例第28条の規定による公告の日（条例第32条第4項の規定より廃止する場合に限る。）	年 月 日
条例第6条の12第1項（第31条第1項）に該当することとなつた理由	<input type="checkbox"/> 事業を実施しないこととした。 <input type="checkbox"/> 修正後の事業が対象事業とならなくなった。 <input type="checkbox"/> 環境影響評価法第4条第3項第1号による措置が採られた。 <input type="checkbox"/> 対象事業の実施を他の者に引き継いだ。 （上記の理由）
引継ぎにより新たに事業者となつた者の住所及び氏名（条例第6条の12第1項第4号又は第31条第1項第3号に該当する場合に限る。）	住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

注 該当する□にレを記入してください。

備考 届出をする者が第二種事業を実施しようとする者又は都市計画決定権者であるときその他この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(32)様式 5 を削り、様式 6 中「第二種事業に係る計画段階環境配慮実施通知書」を「第二種事業に係る計画段階環境配慮（環境影響評価）実施通知書」に改め、「第 6 条の 1 3 第 1 項」の次に「(第 7 条第 5 項)」を加え、

第二種事業の種類 及び規模	
------------------	--

を

第二種事業の種類 及び規模	
通知に係る事項	<input type="checkbox"/> 計画段階環境配慮 <input type="checkbox"/> 環境影響評価

に改め、同様式備考の前に注として次のように加える。

注 該当する□にレを記入してください。

(33)様式 6 を様式 5 とし、様式 7 を様式 6 とする。

(34)様式 8 から様式 1 7 までを削り、様式 1 8 を様式 7 とする。

(35)様式 1 9 中「対象事業工事着手前届」を「対象事業工事着手前（工事着手・完了）届」に改め、「着手することとした」の次に「(対象事業の工事に着手した・対象事業を完了した)」を、「第 3 4 条第 1 項」の次に「(第 3 7 条第 1 項・第 3 8 条第 1 項)」を加え、

対象事業の工事に着手しようとする年月日	年 月 日
条例第 2 8 条の規定による公告の日	年 月 日
連絡先	(電話番号)

を

対象事業の工事に着手しようとする年月日（条例第 3 4 条第 1 項の規定による届出の場合に限る。）	年 月 日
--	-------

対象事業の工事に着手した年月日及び完了予定年月日（条例第37条第1項の規定による届出の場合に限る。）	着手年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日
対象事業の工事に着手した年月日及び完了年月日（条例第38条第1項の規定による届出の場合に限る。）	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日
条例第28条の規定による公告の日	年 月 日
連絡先	(電話番号)

に改め、同様式を様式8とする。

(36) 様式20から様式23までを削り、様式24を様式9とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の札幌市環境影響評価条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表1の5の項条例第2条第2項第5号に掲げる事業の種類の日ケの節又はコの節に該当する事業（以下「新規対象事業」という。）のうち次に掲げるものについては、札幌市環境影響評価条例（平成11年条例第47号。以下「条例」という。）第2章から第12章までの規定は、適用しない。ただし、新規対象事業のうち第2号又は第3号に掲げる事業であって、施行日から起算して5年を経過する日後に工事に着手されるものは、この限りでない。

- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に工事に着手された事業
- 施行日前に電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条第1項の規定による届出がなされた事業
- 施行日前に北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号。以下「道条例」という。）の規定による環境影響評価その他の手続（以下「道条例手続」という。）を開始した事業（施行日前に道条例第4条第1項の届

出がされたものであって同条第3項の規定により道条例手続が行われる必要がない旨の通知がされたもの及び道条例第31条第1項第2号に該当し、同条第2項の規定によりその旨が告示されたものにあつては、施行日から起算して1年を経過する日までに工事に着手されるもの又は同日までに前号の届出がなされるものに限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、施行日から起算して6月を経過する日までに工事に着手される事業

3 前項に規定する事業にあつては、施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは次に掲げる変更のみをして実施されるものに限り、同項の規定を適用する。

(1) 改正後の規則別表3の左欄に掲げる対象事業（別表1の5の項のケ又はコに該当する対象事業に限る。次号において同じ。）に係る同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの

(2) 改正後の規則別表3の左欄に掲げる対象事業に係る同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）

4 前2項の規定にかかわらず、附則第2項各号に掲げる事業に該当する新規対象事業（前項の規定により附則第2項の規定の適用を受ける事業を含む。）を実施しようとする者は、当該新規対象事業について、条例第2章から第12章までの規定による計画段階環境配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行うことができる。